

いつもご愛読頂きありがとうございます。

I-GLOCAL ベトナム法令ビジネス情報 2020 年 7 月 23 日号をお送りします。

===== Index=====

▼ 法令情報

>>>ハノイにおける外国人労働者のベトナム入国申請手続の最新情報

>>>隔離期間中の会社負担のホテル代にかかる法人税・個人所得税について

----------*-----*-----*-----*-----*-----*-----*-----*
==*-----*-----*

■—法令情報—

【人事労務】 ハノイにおける外国人労働者のベトナム入国申請手続の最新情報

=====
=====◆◇◆◇◆

ハノイにおける外国人労働者のベトナム入国申請手続について以下の通り現在の状況を更新する。原則は以下の 3 ステップとなる。

- ステップ 1：ハノイ保健局に隔離計画の申請書類を提出する。
- ステップ 2：ハノイ保健局は人民委員会に入国予定外国人労働者リストを提出する。
- ステップ 3：会社は入国管理局に以下の入国申請書類を提出する。

(a) 入国申請書類（NA2 フォーム、NA16 フォーム、書類提出者への紹介状、会社の企業登録証明書または駐在員事務所の設立許可書、社印通知書または駐在員事務所の印鑑登録証明書）

- (b) 人民委員会発行の入国予定外国人労働者リストの承認書
- (c) ハノイ保健局発行の隔離計画承認書
- (d) 航空券またはオンライン航空券
- (e) 隔離地域の保健機関の承認があるホテル予約証明書
- (f) 外国人労働者に対する入国経路に関する説明書と約定書

そのうえで、以下、ケースに応じた留意点を纏める。

1. 労働許可書がない外国人労働者で、ベトナム入国ビザがない場合

ステップ1：ベトナムにおける外国人労働者の職位に応じて、大学卒業証明書、実務経験証明書、専門家証明書などの労働許可書申請用の書類を追加提出する必要がある。

ステップ3：NA2 フォームは、<https://www.xuatnhapcanh.gov.vn/huong-dan-dvbl-xdnc> にて

オンライン申請する必要がある。

1.2 ベトナム入国ビザがある場合

ステップ1：上記 1.1 と同様、労働許可書申請用の書類を追加提出する必要がある。

ステップ3：NA2 フォームはオンライン申請ではなく書面で作成し、かつ有効中のビザがあるパスポートのコピー版を追加提出する必要がある。

2. 労働許可書がある外国人労働者に対して

2.1 ベトナム入国ビザまたはレジデンスカードがない場合

ステップ1：労働許可書を追加提出する必要がある。

ステップ3：上記 1.1 と同様に NA2 フォームはオンラインにて申請する必要がある。

2.2 ベトナム入国ビザまたレジデンスカードがある場合

ステップ1：労働許可書を追加提出する必要がある。

ステップ3：上記 1.2 と同様に NA2 フォームはオンライン申請ではなく書面で作成し、有効中のビザまたはレジデンスカードのコピー版を追加提出する必要がある。

3. その他留意点

現在、ベトナムでは外国人の入国が厳しく管理されているため、政府はコンサルティング会社や旅行代理店よりも会社が自社で申請することを優先し、書類提出担当者に対して労働契約書など会社との労働関係を示す書面の提出を要求する場合がある。また、上記手続きの結果、発行される書面は以下の通りである。

ステップ1：人民委員会発行の入国予定外国人労働者リストの承認書およびハノイ保健局発行の隔離計画承認書

ステップ3：

- ・ベトナム入国ビザがない場合：入国招聘状およびベトナム大使館へのビザ発給依頼書
- ・ベトナム入国ビザまたはレジデンスカードがある場合：外国人労働者の入国承認書

■—法令情報—■

【税務】 隔離期間中の会社負担のホテル代にかかる法人税・個人所得税について

=====

=====◆◇◆◇◆

外国人が就労目的でベトナムに入国した後、ベトナム政府の新型コロナ感染防止対策規定に従い隔離措置が実施され、就労先のベトナム企業がその宿泊費用（ホテル代）を負担している場合、法人税・個人所得税上は、次のとおり処理される。

1. 法人税について

もし外国人が隔離期間を完了したという証明書類（隔離完了証明書等）を取得し、企業が宿泊費の支払いを完了し、当該企業宛のインボイスを取得しているのであれば当該宿泊費は会社の損金算入が認められる。

2. 個人所得税について

外国人がベトナム入国後隔離されたことは、ベトナム管轄機関の新型コロナ感染防止対策に従うものであるため、会社が直接宿泊施設（ホテル）に支払う隔離期間中の宿泊費は、納税者（外国人）が得られる会社支給の所得に該当しないため、当該宿泊費は個人所得税の課税対象外となる。

なお、今回のバクニン省オフィシャルレターはホテル代についてのみ言及している。そのほかの費用の取扱いや、2 について日本企業が負担した場合などについては、今後別途ガイドランスが出るものと思われるため、随時本ニュースレターでご案内する。

参考文献

バクニン省税務局発行の 2020 年 7 月 6 日付けオフィシャルレター Official Letter 2220/CT-TTHT 号

■—————I-GLOCAL からのお知らせ—————■

書籍『これからのベトナムビジネス 2020』を 1 月 31 日に発売いたしました。

http://www.i-global.com/vietnam_business_2020/

弊社代表蕪木らが執筆した『これからのベトナムビジネス 2020』が東方通信社より発売になりました。

本シリーズ第二弾として、最新のベトナムビジネスの動向とポイントを日本企業へのロングインタビューも交えてご紹介しています。

ベトナムビジネスの入門書となる一冊です。ぜひご一読ください。
(Amazon 予約ページ) : <https://www.amazon.co.jp/dp/4924508292/>

Copyright I-GLOCAL CO., LTD. All Rights Reserved.
